

## 人事労務レポート

今回のテーマ

### 労災保険のしくみ

< 業務災害と通勤災害 >

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5  
金子ビル401

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

「業務中にカッターで手を切ってしまった。」  
「通勤途中で駅の階段から落ち、足を骨折してしまった。」  
業種、規模を問わず従業員を雇用していると業務中のけがや通勤途中の事故が起こりえます。今回はこうしたケガの治療費等を補償する労災保険をテーマに取り上げ、頻繁に寄せられる相談内容を中心に解説していきます。

#### 1. 業務災害

労災保険の給付は主に業務災害と通勤災害の2つに分かれます。そのうち、業務災害とは業務上の負傷、疾病、障害または死亡をいいます。業務上と言うからには、業務と傷病との間に一定の因果関係が必要となりますので、以下のようなケースは業務災害とは認められません。

- ・私的行為が原因となって災害を被った場合
- ・わざと災害を発生させた場合
- ・個人的な恨み等により第三者から暴行を受けた場合
- ・天災地変によって被災した場合

【主な保険給付】\* 給付基礎日額：災害前3ヶ月間の平均賃金  
療養補償：治療費の全額  
休業補償：給付基礎日額の約8割(特別支給分含む)  
傷病補償：給付基礎日額の313日分～245日分の年金  
障害補償：給付基礎日額の313日分～131日分の年金、または503日分～56日分の一時金

#### 2. 通勤災害

通勤災害とは、文字どおり労働者が通勤により被った負傷、疾病、障害または死亡をいいます。通勤とは、住居と勤務先との間を合理的な経路及び方法により往復することをいいますので、その経路を外れた場合等は、外れたとき以降労災でカバーする「通勤」ではなくなります。なお、日用品の購入や病院への通院等、厚生労働省がやむを得ないと認める理由であれば、通常の経路へ復帰後、再び「通勤」となります。バーで飲んで帰った、などというのはやむを得ない理由とはなりません(タクシー内ならOKですね)。

保険給付の内容は業務災害とほぼ同じです。

#### 3. よくお受けする質問

##### 1. 労災申請すると会社にデメリットがあるか？

監督署の指導や保険料の増額を気にされているのかと思いますが、障害給付が発生するような重大な事故や頻繁に災害が起きた場合を除き、監督署の指導が入るということとはほとんどありません。保険料改定についても同様です。

##### 2. 休業中に賃金を支払った場合、労災はどうなるか？

業務災害により休業が必要な場合、最初の3日間は待機期間のため労災の休業補償は出ませんが、平均賃金の6割を会社で補償する義務があります(通常は全額負担)。

なお、待機期間の補償分には、所得税はかかりません。休業4日目以降、労災より8割の賃金補償がありますが、この間に支給される賃金が平均賃金の6割未満であれば、労災の給付は全額支給されます。休業中も賃金を5割支給する、というのであれば、本人は結果的に賃金5割+労災8割で13割分受け取ることとなります。

##### 3. 公休日等の勤務予定ではない日の給付は？

休業4日目以降であれば、土日祝日でも支給されます。週3日勤務のパートさんでも、本来の勤務日以外の日についても支給されることとなります。

##### 4. 休業中の社員を退職させることはできるか？

業務上負傷し、または疾病にかかり休業する期間及びその後30日間は解雇が認められません。

##### 5. 派遣社員や出向社員についての手続きは？

派遣社員については、労働契約の当事者である派遣元が手続きを行います。出向社員については、指揮監督を行う出向先が行います。出向先と社員との間に労働契約関係が発生するのが派遣との違いです。

##### 6. 入社予定者が研修中にケガをした場合は？

研修が強制参加で日当や交通費が支払われるようなケースであれば、労災認定される可能性が高いです。

##### 7. 休業補償はいつまで支給されるのか？

特に期間は設けられていませんが、1年6ヶ月経って、まだ治っていない場合は、障害の程度により傷病補償年金に切り替わります。

#### 4. 特別加入

「役員でも労災の給付を受けることができるのか？」

通常、労働者でない者は労災制度の対象外となりますが、一定規模以下の会社で労災の特別加入制度を利用すれば役員の方でも労災に加入することができます。加入を希望される方は山口事務所までご連絡ください。

#### 今月の主な労務関連手続き

- ・労働保険料の納付(第2期分、9月30日まで)
- ・被扶養者調書の提出

#### コラム

10月1日より政府管掌健康保険に変わり、全国健康保険協会(協会けんぽ)が設立されます。国(社会保険庁)から民間に運営母体を移し、事業運営の効率化を図るのがねらいです。協会けんぽ設立により、今後給付や任意継続の手続きは協会けんぽにて行われます(取得、喪失等は今までどおり社保事務所)。また保険証も新しくなります(後日切り替えの案内が送付されます)。保険料率についても今後地域ごとに設定される予定になっています。また情報が入り次第お伝えします。